

2020年5月14日

在校生の皆様及び保護者 各位

学校法人吉田学園

吉田学園 学生生活特別支援制度の開始について

学校法人吉田学園では、新型コロナウイルス禍の影響で、学生（大学・専門学校）のアルバイト収入減や保護者など学費支弁者の著しい収入減などにより学生生活が困難になっている学生に対して、金融機関の支援を基に、吉田学園独自での特別支援を下記の通り実施いたします。

記

1. 制度名

吉田学園学生生活特別支援制度

2. 支援対象

新型コロナウイルス禍の影響により、生活環境が著しく低下した学生

（例）新型コロナウイルス禍の影響により、学生のアルバイト収入が途絶え又は減額され生活が困難な者

（例）新型コロナウイルス禍の影響により、保護者など学費支弁者の収入が著しく減額され、仕送りが途絶又は減額され生活が困難な者

3. 支援内容

「生活支援金」（一人1回限り）を支給する。

4. 支給額

3万円～5万円（学生生活状況により支給額を決定）

5. 申請期限

2020年6月30日

以上